

湖南省防災士連絡会ユニホーム（防災ベスト）貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、湖南省防災士連絡会会員に対して、湖南省防災士連絡会が所有する湖南省防災士連絡会ユニホーム（以下、「防災ベスト」という。）を貸し出すことにより、地域防災力の向上に資することを目的とする。

（貸出数量）

第2条 会員に貸出する防災ベストは会員1名に対し1着とする。ただし、会長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

（貸出申請）

第3条 防災ベストの貸出しを受けようとする会員は、あらかじめ貸出申請書（第1号様式）により申請をしなければならない。ただし、申請が重複する場合は、先着順によるものとする。

（貸出期間）

第4条 防災ベストの貸出期間は、使用終了後2週間以内とする。

2 貸出し及び返却は、湖南省防災士連絡会事務局（担当：事務局次長）とする。

3 会長は、防災ベストを借り受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、防災ベストの貸出しを中止し、返却させることができる。

（1）偽りその他不正な手段により、防災ベストの貸出しを受けたとき。

（2）この要綱の規定に違反したとき。

（費用の負担）

第5条 防災ベストの貸出しは、無料とする。

（禁止事項等）

第6条 借受者は、防災ベストを貸出目的に反して使用し、次に掲げる事項を行ってはならない。

（1）営利目的の使用

（2）特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動

（3）第三者に対する転貸、譲渡、担保等

（4）前各号に掲げるもののほか、会長が禁止する事項

（防災ベストの返却）

第7条 借受者は、貸出しを受けた防災ベストに破損、異常等がないか確認し、第4条に規定する貸出期間内に、事務局に返却しなければならない。

（防災ベストの破損等）

第8条 借受者は、防災ベストを破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると会長が認めたときは、この限りではない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。